

平成 26 年 3 月議会一般質問

◆ 木質バイオマス発電事業について

2月4日、霧島木質発電(株)の事業認可が下りたとの事で事業者は工事を始めた。しかしながら本日現在、地元住民への説明会は開かれていない。

木質バイオマスエネルギー導入促進事業の事業者として霧島木質発電(株)に決定した経緯、事業の進捗状況、及びこの事業が霧島市の環境問題、財政問題に及ぼすリスクを含め全般について伺う。

答弁（市長）

霧島木質発電株式会社が木質バイオマスエネルギー導入促進事業の事業者に決定された経緯は木質バイオマスエネルギー導入促進事業について、当初、県から県内では複数の事業者がこの補助事業を活用して発電事業を行うことを検討していると聞いていたが、他の事業者は工期などの諸問題で断念し霧島木質発電株式会社のみが事務手続きを行った。

同社は、森林整備と地域活性化に貢献するために発電事業に取り組みたいと、平成25年5月23日に設立され、材料調達に関する市、同社、材料供給者の三者協定書の締結により、材料調達の目途が立ったことから、鹿児島県に対し6月14日に木質バイオマス発電関係施設整備等に対する支援の要望調査票を提出した。

その後、12月2日に森林組合など材料供給者で組織する「霧島木質バイオマス燃料協議会」が設立され、霧島木質バイオマス発電事業の成功に向けた材料の安定供給体制が整ったことから、12月16日に正式に資金融通の事業計画書を市を經由して県に提出した。県の審査を経て、資金融通の事業計画が平成26年2月4日付で承認され、発電事業者として正式決定された。

次に、事業の進捗状況について、事業者が申請した林地開発と都市計画法に基づく開発が同年2月13日付けで許可されたことから、事業者は、発電所の本体設計の為の地質調査等を行うため、建設予定箇所の整地等に着手した。

環境への影響について、鹿児島県環境影響評価条例では、環境影響評価の必要は無いが、事業計画書には、排煙、騒音、振動等についての対策が示されており、排煙は、バグフィルター集塵装置を設置し、公害を防止するとされており、また、騒音及び振動にも十分配慮した設計とし、周辺環境に影響を及ぼさないように十分に配慮を行うとされている。

今回の事業は、市を經由して県から資金融通、補助金を受けて行うことから、市としても補助金等が適切に活用され、事業が円滑に遂行できるように県と連携を図りながら支援、指導を行ってゆく。

本市としては、木質バイオマス発電所の建設は森林整備と雇用促進につながり、是非とも成功させたい事業である。

質問：2月12日、永水地区説明会が開かれた。事業者の代表が欠席、説明資料が全く無いなどにより説明会は成立しなかった。その席で元市議会議員で事業会社の役員が『国の行う事業である、地元選出の代議士が関与している、来年3月までに完成させなければならない、下流の自治会への説明では賛意を得ている』と地元住民への説明責任を否定するような発言をした。説明責任を果たさずに協力を求める態度をどのように思うか？

市長：地元説明会が指摘のとおり行われたと報告を受けている。責任者が風邪で出席できなかったと聞いている。当該地域の住民に対し精一杯誠実な説明責任を果たしながら地元の理解と協力を得ながら努力をすることが一番と思う。

質問：現地の林地開発許可が出たのは何時か？

農林水産政策課長：林地開発許可が出たのは26年2月13日

質問：事業者は許可の前日2月12日から調査目的として大型重機を用いての整地作業を始めた、違反行為ではないか？

農林水産政策課長：事前調査の工事であるということで、2月4日、事業認可が来ており、その時点で県と協議をし、事前調査については着手してよいという了解を得ている。

質問：計画地近くに宮迫水路のトンネルがある。今でも大型重機が動くと地面が揺れる。水路が壊れた場合の修復責任者はどこか？

農林水産政策課長：工事あるいは開発行為によって生じた場合の責任は事業体であると思う。

質問：計画地周辺に赤線がある。新町組が土取りで赤線を壊したことで地元住民は赤線を使うことが出来なくなった。事業者は赤線を挟んだ隣接地を取得している。地元住民にとっては必要な道路である。赤線の修復、付け替えを指導すべきではないか？赤線の払い下げ申請が出ているかは未確認である。

農林水産政策課長：赤線については担当課と事業体が協議をしている。今後、付替え、用途廃止を含め協議をしてゆくと聞いている。

質問：地元住民にとって必要な赤線である、事業体と担当課で決めることには住民は納得しない、どのように思うか？

農林水産政策課長：前所有者（新町組）が赤線を壊しており、それで利用できない状態であった。隣接地は事業体が購入している。入り口、出口は別な所有者である。利用について再度、担当課（霧島支所・産業建設課）と協議をしながら付替えをする方向等で協議をしていると聞いている。付替えをした場合の維持管理、担当課と協議をしながら具体的にその時期、どのような工法が良いかを含めて、今後協議をすると聞いている。

質問：地元住民は悪臭、粉塵、騒音、煤煙、水質悪化、施設廃棄物、交通渋滞により環境破壊が起こるのではと心配している。霧島市、地元住民、事業者の3者で業務停止事項も含めた地元住民が納得する協定書を結ぶべきと思うが、市長の見解は？

農林水産政策課長：協定書については任意のものになる。事業体は説明会の中で具体的に判断するであろう。

質問：県の土地利用対策要綱事務処理要綱がある。林地開発案件の手続きには県の承認を受けてから着工までの間に開発協定書を締結しなさいと規定されている。

農林水産政策課長：県の土地利用対策要綱にはそのような規定があることは承知している。今回の開発許可については1ha以上10ha未満であり、今回の案件は都市計画法、森林法の許認可を必要とする開発行為であり、面積要件が協定書締結には該当しない。

（森林計画法という法律はありません）

質問：県の土地利用対策要綱事務処理要綱の但し書きに該当するという事か？

農林水産政策課長：そのとおりである。

質問：事業者に対し、住民説明会開催に関する要望書を提出している。その要望書に住民との協定書を結ぶ提案をしたところ、事業者からは承知したとの返事が来ている。このことを前提として霧島市は動くべきだ。この事業に意欲を示した会社が数社あったとの抽象的な言葉となっている。多額な税金をつぎ込む事業である、公募を行うべきではなかったか？意欲を示した具体的な会社の数、会社の名前を問う。

農林水産政策課長：問い合わせがあったところは3社、会社名については即答できない。公募については、この事業は国の基金を使った県の補助事業である。県へ対しての要望を具体的にやって、市長の答弁どおり決定された、市としては数社やりたいという事で問い合わせがあったこと等について、市の考え方を持っているところを話をし、その中で工期など様々な諸条件をクリアできるかの判断をされ、最終的には霧島木質発電が何とか期限内にやろうということで県のほうに要望をしたということである。

（よく分からない答弁でした、公募しなかったことに対する釈明を聞けませんでした。）

質問：国の補助金が16億円、霧島市が4億円、20億円の事業をやるのに、必ず儲かる事業だからと思うが、そういったことに対して公募しないというのは正しいことか？

農林水産部長：この事業は国の施策の中で、こういう事業をやるとして世間一般に公募をしている。事業について説明を。やりたい所が手を上げたということで、霧島市が募集をして事業を選んだという事では無い。国がこのような制度をやりますという事で一般の全ての人に情報を提示して、それに基づいてやろうという方々が申し込んだ。

質問：昨年9月議会で山浦議員が事業の破綻、融資の焦げ付きが発生したときの融資残金の返済責任について質問されている。さらに『希望的な観測では駄目だ』と指摘され、県議会でも『万が一は許され

ない』と強い意見がでていいる。万が一の時の対応は県要綱作成待ちということで明らかにされていない。要綱は作られたはず。要綱に従う事業破綻に至ったときの返済責任について問う。

農林水産政策課長：補助金について、自然災害、社会経済実情に著しい変化等の不測の状態を除いて林野庁長官と協議の上で霧島市に対して補助金等の返還を求めることもあるとなっている。

県議会においても材料調達、資金計画について質問があり、慎重な審議が行われ、2月4日に認定がなされた。県議会でも安定した材料調達ができるかが懸案であった。裏づけのために協定書を提出した結果、審議結果、材料が集まると判断され認可された。今後霧島市も20年間、固定買取制度に基づいた売電が出来るので、そのためには懸案である安定した燃料調達が最も重要な要因とし、市としても安定調達ができるように、独自の支援も行っている。事業が継続できるように県と連携しながら適切な指導を行う。

質問：県議会では燃料調達には不安があるという意見があり、県議納得の理由は霧島市から出されている資料がまともであろうという事が前提である。安定確保ができるとの資料を提出した霧島市の責任は？

農林水産部長：材料調達について市を経由して県に行くので根拠が無いといけない。事業者と市と一緒に森林組合、林業事業者、素材生産者を回り供給できる量を聞いた上で作成したものである。市としては材料調達は確保できる見込みということで県に申請した。市も事業者と一緒に取り組んでいるが、会社が駄目にならないように支援して行きたい。

質問：山浦議員は『発電会社が余りにも儲かりすぎではないか』、県議会では『霧島木質発電の儲け話に県が手伝いをする事になる、霧島市も出資すべきではないか。』との意見があった。市長はどのように思うか？必ず儲かるのであれば市も出資して自主財源として魅力的ではないか？

農林水産部長：市が事業に参入することになると、発電量は確実に買ってもらえるので売る方の努力は要らない、問題は材料の確保であるが、この事業は国が定めた再生可能エネルギー計画に基づくものであり、市としては雇用の拡大創出、森林環境の整備などのメリットがある。市がその中に入って民間と一緒にやるというものでは無いと理解している。

質問：県のエネルギー政策課は霧島市が全てやっても良いと言っている。何も違法性は無いと。市が責任を持って材料調達から全てやれば、儲かるではないか？自主財源が無いというこの時期に。

農林水産部長：公益事業として収益を確保しながら回して行くという事業はある。市の業務としては住民福祉の向上というような、そういう目的で仕事をしているので、営利のために業務をしていない。

質問：丸尾の水を売るという事業では自主財源確保に有益だという情報が載っている。矛盾する。

商工観光部長：質問は関平鉱泉水の販売のことであろうが、旧牧園町時代から、確かに財源確保という形であった。この件とバイオマス発電問題とは若干違うのではと感じる。

質問：若干とは？

商工観光部長：関平鉱泉水の販売については、旧牧園町時代からそのような形であった。木質バイオマス事業については商工観光部長答弁にある経緯の中で市の立場、県の立場、業者の立場を区別した中で関係であり、若干とはそういみ意味も含めて違うのではと発言した。

質問：こだわっているのは事業者はまともにやってくれるか、霧島市は何も責任を持たないのか。ナンチクには霧島市は出資している。いくばくかの出資をしていれば市の監督権限が及ぶのでは、このような事を意識して質問している。

市長：自治体によって自主財源の確保については一所懸命にやる。関平については牧園町時代から特異な地域としての歴史を持った財源確保の一環と思う。バイオマス発電については両関係部長が話をしたような視点から計画を進めて今日になっている。理解願いたい。

質問：別な視点から伺う、この事業者に対して霧島市が持っている権限、監査とか報告を求める権限を問う。

農林水産政策課長：事業者の中に入って行くわけでは無い。燃料協議会の中等ではオブザーバという役割である。市を経由して県に補助金申請を行っている。事業の目標達成状況については市から知事へ報告することになっている、このような観点で事業者の目標状況達成状況を常時県に報告するという形

での体制になる。

質問：不具合があったとき、その情報は開示されるか？

農林水産部長：不具合とは監査の中で疑わしいものがあるとか、そういう意味か？

質問：業務をやって行くに当たって住民に対する不都合な事とか、補助金の使途とか、疑わしいものがあるとかを含めて、逆に正常であっても公開すべきではないか？

農林水産部長：民間企業であるので、経営について行政が正常であるとかを公表できない。

質問：一般市民が恐れているのはそのようなところである。多額の補助金をもらい、経営破綻し、税金がどぶに捨てられる、それをどうして防止するか？ 鹿屋のバイオマス肥料工場も同様である。こういったことに対してどのようにするか問う。

農林水産政策課長：補助金という言葉の使い分けについて話す。県から 16 億円の補助はあるが、あくまでも 14 億円は無利子の融資であって、15 年間で返済する。補助金ではない。チップ工場への 2 億円は補助金になる。補助金を受けている農林業の場合、補助事業が多い。そのような物を全て、市がその会社、農業者等の中に介入しながら定期的にそういったものをずっとやって行くという、おそらく同じ事になる。そのような事から、今回のこの事業についても同様な形で市としては適正にその事業が遂行されているかどうかの確認をし、それを県に適切な時期に報告する、これが市の責任になる。

質問：14 億円は融資であって、返済しなければならない。会社が潰れたらどこが責任を持つのか？ 誰が返すのか？ 霧島市が返すのか？ 国に返すのか？

農林水産政策課長：事業体で返済をする。融資事業については災害、あるいは燃料がどうしても入らなかつたり、不測な状態が生じた場合、返済の方法については林野庁と協議をすることになっている。市がそれを肩代わりすることは最初から前提の中では考えていない、あくまでも事業体に返済してもらう形で 15 年以内に不測が起きて 16 年、17 年に延びる可能性はある。あくまでも返済は事業体において。そのような事が無いように市は安定した燃料調達をするために最初の 5 年間だけは支援する。

(県の要綱では林野庁と協議をするのは県であって、返済は県が霧島市に求める)

質問：潰れた時の事は考えていない、今後とも問題視する。建築資金 26 億円 (32 億円に訂正) のうち 9 億円を銀行融資で賄うとなっている、このことについて霧島市はどのように関与しているか？

農林水産政策課長：市中銀行借入れについて、市は関与していない。

質問：銀行は担保を取っているかは分からないということか？

農林水産政策課長：事業体と銀行間で協議をしているから詳しい内容は知らない。

質問：市は事業者が銀行から 9 億円借りに何と何で関与していない、それで良いか？

農林水産政策課長：はい

質問：この施設の事業計画について県に対し、開示請求したところ真っ黒で分からない。発電量、燃料代、買取単価も決まっている。木質発電の経理的な数字、予定でよい、示せ。

農林水産政策課長：材料：6 万 t～7 万 t、未利用材：32 円、一般材：20 円の売電価格であり、これらを元に年間の売電量を 11 億円と見込む。材料費が 6 億円、人件費、諸経費等を差し引き、おおよそ売電を 20 年とし、税引き後の利益の平均は 8,000 万円程度。売電開始の翌年度から 15 年掛けて無利子融資分を返納するので、その間は税抜き後の利益は 4,000 万円～7,000 万円程度、とかなり少ない、融資の返納が済んだ後の 15 年以降については 15,000 万円程度の利益が見込まれる。平均すると 8,000 万円程度の利益見込み。

質問：霧島市は事業者からの固定資産税、法人税を見込まれているようだが、その想定金額を示せ。

農林水産政策課長：20 年間の固定資産税、土地：5,000 万円、家屋：27,000 万円の見込み

質問：何を燃やそうが、製品である電気には色がついていない。未利用木材、一般木材であるか分からない。何を、どれだけ燃やしたか、市民が知ることが出来るか？

農林水産政策課長：搬入をする時点で、どこの山から出てきたもの、間伐材なのか、そうでない物か、あるいは森林組合の森林計画に乗っているか、否か、全ての証明が付いて来る。その証明を取ることで、未利用の間伐材であるか、道路端の〇〇木なのか、区別は全て分かる。

質問：ウナギの産地偽証などがある。未利用材と一般材とごまかすなどがもし起こったとき確認できるか？

農林水産政策課長：国の固定買取り制度の中で、そのような証明書を付けなさいとなっている。証明書を付けた中での売電になる。売電の方も証明書が必要。燃料調達支援をする分についても一般材と未利用材の価格を分けているので、そのような証明をもって区分する。

質問：昨年 7 月に森林組合、チップ業者と締結された協定書について県のかごしま材振興課長は仮の協定書という認識を示している。市は協定書を根拠に燃料は確実に調達できるとしている。森林組合は理事長の独断で締結された、理事会は承認していないとか、チップ業者は市から確実になくても良いとにかく数字を示してくれとの要請であったと耳にする。協定書は契約書ですよ、必ず納品できますねとの念押しをしたか？

農林水産政策課長：協定を取った時点での確かなものを出して欲しいとお願いした。只、今回の数量については、これまで山に眠っていた材料である。間伐して捨てられていたものを出して欲しいということで実績値が無い、そこについては協定を結んだ事業体の判断、責任の中で搬出可能である最大量を記入してもらった。

質問：この協定書の期限は 5 年ですよ？ 5 年後は分からないということか？

農林水産政策課長：協定書について県の補助、融資を受けるために燃料調達が心配だと言う事で、その証となるような資料として県の指導に基づき提出した。今後は木質バイオマス燃料協議会で協定書を元にしながら、本当に今後 1 年間、2 年間、3 年間、5 年間、会社側が示す原価、単価でどれだけ出せるかを近日中に事業体と燃料供給者が正式契約を結び、提出される。県からは写しの提出依頼あり。協定書は 5 年間として結んだが、それは計画をする時点でのものであり、今後の正式な物については新たに締結した契約書が生きてゆく。

質問：契約書の数字は協定書より下回ることは無いという事か？

農林水産政策課長：協定書と新しい契約書の数字については差異が出てくる。木質バイオマス燃料協議会でもそのような話があった。下回る違反は無かった。協定書を結んだ時点では県内に複数の発電会社構想があったが、現在は 2 社であり、燃料供給者があちこちの会社と結んでいた協定書が 2 社に絞られた事で値段にもよるが前回結んだ協定書より数量的には上回ると思う。

質問：霧島市が交付する 4 億円の補助金を受け取る事業者はどこか？

農林水産政策課長：霧島木質燃料(株)に交付、交付した額は全て山元に還元する。山林の所有者、あるいは林業従事者、造林費用等に充当することになる。

質問：補助金の使い道は市に報告されるか？

農林水産政策課長：補助金の使い道は具体的に森林組合はじめ、そういった所が（燃料調達支援のところ
で説明したが）用燃材同時生産の仕組みを構築するために使ってもらう。どのように使われるかは森林組合等に直接、問い合わせ等をしながら確認する。

（4億円の補助金の使い道が非常に曖昧です。闇に消えるかも知れません）

質問：霧島市が負担する 4 億円の霧島木質燃料(株)の物になってはいけない。山元等へ還元されねばならない、その確認をどうするかと聞いている。霧島木質燃料(株)に任せるでは済まない事である。

農林水産政策課長：会社の方は市が山元にトンネル補助で出していると考えれば良い。会社の買う原価の分に単純に 1,000 円、2,000 円乗せるだけである。その分がそこを通じて供給された方々に支払われる。霧島木質燃料(株)が取ることは一切無い。

質問：それをどのように担保するか、霧島木質燃料(株)に金が残るようなことは無いですね？

農林水産政策課長：農林水産政策課長：未利用材なのか一般材なのかの証明書と数量を付けて提出されたものを把握し、その実績に基づいて補助を出す。

質問：森林組合、チップ業者等から納入される燃料の単価は一律か？ それとも事業者が納入業者と個別に決めるのか？

農林水産政策課長：一律である。

質問：燃料値段の高騰が起こることは 9 月議会で答弁があった、高いところに流れるであろうと。値段一律の縛りがあるか？

農林水産政策課長：燃料の単価については各事業体での設定単価になる。縛りは無い

質問：ということは高いところに流れることもある？

農林水産政策課長：そのとおり

質問：透明性確保が命題である。森林組合、チップ業者等への支払い金額のうち、霧島市の補助金分は明らかにされるか？

農林水産政策課長：9 月議会で債務負担をした時点で森林組合や関係団体にどれだけの市の補助があるということは承知されている。

質問：森林組合、チップ業者の数字を合わしたら市が提供した 4 億円になるということか？

農林水産政策課長：市では最大 6 万トンの原木に対して補助を出す。3 年間は 2,000 円、2 年間は 1,000 円である。合計が 4 億円である。あくまでも誤解の無いように言うがチップには補助をしていない。森林整備ということで原木の搬出が対象である。6 万トンの原木が集まらなかった場合、補助金は減る。

質問：森林組合に渡した金額を集計すると最大 4 億円になるか？

農林水産政策課長：そのとおりである。

質問：山浦議員が『発電会社が余りにも儲かりすぎている』との指摘に対して『この制度はおしなべてみんながそれぞれの収入を、利益を分配する仕組みを作る』と執行部答弁があった。当然、山主への配分も含まれているはず、利益を分配する仕組みとはどのようなものか？

農林水産政策課長：収支の質問の時に答弁したが、税抜き利益は 20 年間では年間 8,000 万円程度になる。会社側としては協議会が出来たので、経営状態が良くなった場合、協議会と連携をしながら協議会への還付を考えることもあるかも。会社の考えであるので市では把握していない。

質問：配分とは山主、伐採業者への配分について市は関与しないのか？

農林水産政策課長：事業体が搬出する数量をどこの山の物、未利用材、一般材と区分して伝票と共にトラックスケールに乗せ重量が測られる。燃料会社は支払う。係った原価＋補助を出す。そのような事はありえない。

質問：市長に伺う。養豚場問題の時に永水の住民は『永水は山の中である、皆おとなしい、だから豚小屋を作るのだらう』と怒った。今回の案件も永水地区にとっては迷惑な施設である。新たな産業廃棄物処分場の話もある。国策に沿っているから協力すべきであるとの姿勢では納得しない。事業者はビジネスであり、大儲けする。迷惑施設を受け入れる永水地域振興策を考えるべきではないか？

市長：木質バイオマス発電についての多方面の質問であるが、しっかり国、県、地元、信頼関係を構築しながら当地域の方々へ真摯な姿勢で事業者も努力をし、理解してもらい、お互い良い関係で事業が成功することを願っている。雇用への期待、地域、南九州全体の山林整備へ繋がってゆけば良い、永水の方々とも、さらに課題探しをしながら、理解と協力が出来ることについては、お互いの話し合いながら何らかの地域振興策を共に語る事が出来たらと思う。

質問：木質バイオマス発電の結果、高温の排水が発生する。発電だけのエネルギー効率は 30%程度でほとんどの熱エネルギーは捨てられる。温排水のエネルギーを生かす施策の検討をすべきではないか？

市長：温排水等の利活用の指摘であるが、事業者は木質バイオマス発電、霧島市には地熱、水力発電、風力発電、ゴミ発電、こういう地域の資源を電力に変えて生かしてゆくという流れが単独自治体の中にあるので流れを作り、全国から関心のある方を呼び込み、そのような事を理解してもらうような流れ、仕組みを作りたい。温水等による何らかの出来る施策があるかどうか意見交換をしながら一つの研究すべき方向性を感じる。

質問：永水地区に住民が好まない物が持ち込まれるという事実がある。この施設を作っても永水には何にもならない。潤わない。国策だから受け入れろでは住民は納得しない。近日に開かれる住民説明会は揉めるであろう。私は国策だから従え、国策だから間違いはない、代議士が言うことだから正しいという意見には同意しない。長崎県の諫早干拓問題、島根県の宍道湖干拓問題でも国策を誤りまった。この木質発電でも多くの懸念事項がある。霧島市議会でも警鐘を訴えた議員が存在したことを記録に残し、次の質問に移る。

確認すべき事項があり、文書で追加質問を行った。

1. 当案件は都市計画法、森林計画法の許認可を必要とする開発行為との答弁があったが森林計画法という法は存在しません、訂正を求めます。
(回答)「森林法」に訂正します。
2. 県は当該事業に係る補助金交付要綱を定めている。霧島市は同様の要綱がありますか？
あれば提示ください。要綱の定めがなければ、その理由を明らかにしてください。
(回答)霧島市にも同様の要綱がありますので提示します。
3. 市の補助が終わる5年後からは森林組合関係の受取り金額は減るということですか？
(回答)発電会社、燃料会社側の判断になります。
4. 市の補助金4億円は全て燃料会社を通じて森林組合等へ支払われると聞いています。事実ですか？
(回答)事実です。(燃料会社を通じて森林組合等へ支払われます)
5. 燃料会社に搬入される未利用材は生木ですか？ 乾いたものですか？ トン当たりの値段は同じですか？
(回答)発電会社、燃料会社側の判断になります。
6. 発電会社が仕入れるチップ材の価格は燃料会社からの分と、チップ会社とで違いがあります？ 値段を示してください。
(回答)発電会社、燃料会社側の判断になります。
7. チップ会社に未利用原木が搬入、チップ化され発電会社に納入される可能性もあります。この場合、市の補助金はチップ会社に搬入した会社にも支払われますか？
(回答)チップ会社へ搬入した会社には、市の補助は交払われません。
8. 事業者は地元民に対し、未利用材の搬入を受け入れると発言しました。このケースで市の補助金が上乗せ支払われますか？
(回答)上乗せ補助の対象は原則「霧島木質バイオマス燃料協議会」への加入者となりますので支払われません。
9. 燃料会社に搬入される未利用原木に対する消費税負担はどうなりますか？ 霧島市が上乗せする補助金についての消費税対応を示してください。
(回答)発電会社、燃料会社側の判断になります。
10. 年間 60,000 トンを限度に年間の補助金は支払われるとの答弁がありました。ここでいう年間とは4月から3月ですか？
(回答)お見込みのとおり
11. 年間 60,000 トンを超えた原木には霧島市の補助金は上乗せされないという認識で良いですか？
(回答)お見込みのとおり
12. 年間引取り限度量の 60,000 トンに達したという情報は公開されますか？
(回答)市への実績報告書については、霧島市情報公開条例に基づく開示は可能
13. 発電ボイラーに投入するチップ材の含水率によっては煤煙、異臭が発生する可能性が指摘されています。チップ材の防水対策をどのようにとっているか示してください。
(回答)発電会社、燃料会社側の判断になります。
以下の質問は要請ということで回答なし
14. 取水量 1000 トン/日、排水量 300 トン/日との説明がありました。排水をせずに循環させる方法の提言がありました。循環再利用すると地下水取水量も減少する。霧島市としても住民の立場に立ち積極的に推進することを要請します。
15. 赤線については事業者が明確な引き直しを了解しました。この方針に沿う対応を霧島市に要請します。
16. 地元住民と事業者は協定書を結ぶことで合意しました。地元住民への積極的な助言、参画を要請します。